

一般社団法人国際デザイン研究フォーラム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国際デザイン研究フォーラムと称する。英文では、International Forum for Design Research と表示する。
中文では、国際設計研究学会と表示する。

(目的)

第2条 当法人は、デザインについての国際的学際的な研究の推進に寄与することを目的とする。
2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. デザインについての国際的課題の提示及び研究の誘発
2. デザイン研究についての国際連携の誘発及び支援
3. デザイン研究についての産官学市民連携の誘発及び支援
4. デザイン研究者の国際的交流及び連携活動の推進支援
5. デザイン研究団体及びデザイン研究教育機関相互の国際連携の推進支援
6. デザイン研究団体及びデザイン研究教育機関が実施する研究振興活動への支援協力
7. デザイン振興機関、デザイナー団体等が実施するデザイン研究活動への支援協力
8. その他前各号に附帯又は関連する一切の事業
3 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 デザインの研究又は実務を10年以上経験し、かつ、当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(入会手続き)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退社したとき。(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。(4) 除名されたとき。(5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第 3 章 社員総会

(社員総会の招集)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第 12 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出するものとする。

(議決権)

第 13 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印又は署名して、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 役員

(役員の設置)

第 17 条 当法人の理事の員数は、2 名以上 7 名以内とする。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員の選任)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(役員の職務及び権限)

第 19 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担補佐する。

(役員の任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 22 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 会長、副会長、フェロー、事務局

(会長及び副会長)

第 23 条 当法人には、任意の機関として会長 1 名及び副会長 3 名を置くことができる。

2 会長及び副会長は、当法人の象徴としての任務を行う。

3 会長及び副会長は、社員総会の決議によって選任又は解任する。

(フェロー)

第 24 条 当法人は、デザイン研究等において優れた業績を達成した人材に対して「フェロー」の称号を贈ることができる。

2 フェローは、前条第 2 項における会長及び副会長と同様に、当法人の象徴としての任務を行う。

3 フェローは、社員総会の決議によって選任又は解任する。

(事務局)

第 25 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 中国その他の日本以外の国には、連絡事務局を置くことができる。 3 事務局及び連絡事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、社員総会の承認を得て、代表理事が別に定める。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 27 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 28 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 29 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録

(寄付)

第 30 条 当法人は、次の個人又は団体から寄付を受けることができる。

(1) 社員

(2) 社員が所属する団体 (3) 公益を目的とした活動を行う個人又は団体 (4) その他当法人の設立目的に適う活動に関わる個人又は団体

(剰余金の不配当)

第 31 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 7 章 定款の変更等

(定款変更)

第 32 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 33 条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

(1) 社員総会の決議 (2) 社員が欠けたとき

(残余財産の帰属)

第 34 条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 35 条

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都大田区南六郷三丁目 22 番 3-905 号 氏名 青木 史郎

住所 東京都新宿区高田馬場 4 丁目 29 番 22-606 号 氏名 田中 一雄

住所 東京都江戸川区西小岩 1 丁目 30 番 10-506 号 ライオンズマンション小岩第 2

氏名 渡邊 誠

(設立時の役員)

第 36 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 青木 史郎

設立時理事 田中 一雄

設立時代表理事 青木 史郎

(最初の事業年度)

第 37 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人国際デザイン研究フォーラム設立のため、設立時社員青木史郎、田中 一雄、渡邊誠の定款作成代理人である行政書士菖蒲悠太は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年1月7日

設立時社員 青木 史郎

設立時社員 田中 一雄

設立時社員 渡邊 誠

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都大田区池上二丁目9番2-305号 しょうぶ行政書士事務所

行政書士 菖蒲 悠太